

令和6年度「各单位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>【地震、台風などの災害によるインフラ（水・電気・ガス）障害時における自治会と行政の連絡プロトコルについて】</p> <p>地震等で断水や停電等のインフラに障害が発生した際に行政のどの部署と連絡を取れば水や食料等が配給していただけるのか具体的に教えてください。</p>	<p>在宅避難の場合であっても、指定避難所にて避難者カードを提出することによって、避難者台帳に登録されます。これにより、自宅に避難しながらも、指定避難所にて食糧等の物資を受け取ることができることとしております。</p> <p>なお、避難者カードは、避難所にて受け取ることもできますが、市ホームページにおいて予めダウンロードすることができます。</p> <p>また、飲料水については、市内の応急給水場所にて受け取ることができます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
2	<p>【賃貸住宅住人への自治会加入活動の難しさ】</p> <p>仲町四丁目では、賃貸住宅（4～10世帯のアパート）の建設が増えている。マンションのような住人組合はなく、オーナー経営又は管理会社経営に分かれる。</p> <p>入居者は若い夫婦又は単身者が多く、出入りが激しい。自治会への入会募集は個々所帯か、オーナーか、管理会社が、たとえ入会希望でも、回覧等の連絡がうまくできるか心配である。参考例等を示してご教示願いたい。</p>	<p>自治会加入率が低下している状況の中で、自治会加入活動の難しさを痛感しています。</p> <p>今年度から自治会電子回覧板アプリの本格導入を支援しております。アプリの利便性のみではなく、利用することにより自治会がより身近に感じられ、特に若い世代の自治会活動への関心が高まることにより、自治会活動を活性化できることが期待できます。</p> <p>本アプリは自治会活動に特化したアプリとなっており、自治会員に対して、地域のイベントや活動情報を迅速に提供し、積極的な参加を促すことで自治会員同士の連帯感や地域への貢献意識の向上が高まるものと考えます。市としては、ICTを活用した自治会活動方法である自治会電子回覧板アプリの導入により自治会活動の支援を行ってまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
3	<p>【自治会ホームページ閲覧数増加施策のお願い】</p> <p>数年前スマホでも閲覧できるホームページを立ち上げましたが思うように閲覧件数が増えていません。</p> <p>QRコードの設定とPR、役員用掲示板の設置、HP内での子ども安全クイズの実施、自治会館予約状況の閲覧、さいたま市情報の閲覧など工夫はしていますが月平均200アクセス程度が現状です。当自治会としても閲覧数を増やすような施策は今後とも考えていきたいと思っておりますが、市としても閲覧数を増やすキャンペーン（例えば市からのお得情報・閲覧するとポイント獲得など）を自治連とともに考えていただけると幸いです。</p> <p>また、公共からの回覧情報ですが、浦和区の回覧情報に関しては一括情報掲載をしていただいているサイトとのリンクをはらしていただきましたが、さらに公民館情報・浦和警察・埼玉県警・区内小学校・中学校からの情報についてもできるだけ一括して掲載をしていただければ幸いです。</p> <p>また、私共作成のホームページをご一読いただき専門家からのご指摘・ご意見を頂戴できる機会があればぜひ設けていただければ幸いです。</p>	<p>（ホームページの閲覧増加に資するキャンペーンについて）</p> <p>現在、市といたしましては自治会ホームページの閲覧数を増やすようなキャンペーン等の施策を計画してはおりませんが、自治会の抱える課題としての貴重な御意見とさせていただきます。</p> <p>今後、市自治会連合会と情報共有し、意見を伺いながら自治会の活動支援を行ってまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>（情報の一括掲載に関する要望について）</p> <p>公民館情報・浦和警察や埼玉県警の情報につきましては、それぞれのホームページにて情報公開をしていますので、お手数ですがリンクをはって御対応いただきたいと思います。</p> <p>また、区内小学校・中学校からの情報については、各学校で作成のスケジュールや外部への情報提供の考え方が異なり、一括しての掲載が難しくなっております。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>（ホームページに対する専門家からの意見について）</p> <p>さいたま市では、地域ICTリーダー事業を行っており、地域ICTリーダーに地域のICTに係る様々な相談に応じていただいております。浦和地区で活動している地域ICTリーダーを御紹介できますので、お申し付けください。</p> <p>また、浦和区自治会連合会では、毎年度、会長講習会を開催しております。今年度は6月25日に開催しておりますが、来年度の開催において、自治会ホームページに関連するようなテーマを設定することで、単位自治会のホームページ相談などの時間を設けられる可能性があります。テーマの設定は浦和区自治会連合会理事会で行いますので、浦和区コミュニティ課から提案をさせていただきます。</p> <p>【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
4	<p>【空き家対策】</p> <p>空き家が多くなり「暮らし応援室」に相談や対策等の依頼をして来たが、持ち主がどこかにいる以上、入り込めない状況とのこと。雑草や蔦が電線にからみつき、火災を心配する住人多くいる。せめて、屋敷から出ているものについては排除できるよう動いて欲しい。</p>	<p>本市の対応としては、対象の所有者本人に対し、適宜注意喚起を行っている状況です。しかしながら、公道区域に私物等が越境し、通行の妨げになっている場合には指導を行いながら、道路交通法の適用について、警察と連携すると共に、今後も引き続き、注意及び確認を怠らないよう対応してまいります。</p> <p>なお、空き家であっても、所有者（土地を含む）が特定されている場合、それらの財産は憲法29条で「個人の財産権」が保障されていますので、所有者等が納得していただけないと、これらを排除することは、難しい問題です。</p> <p>【浦和区役所暮らし応援室】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	<p>【公園の設置】</p> <p>土地が確保できないのも、わからなくもないが、高齢者の多い地域としては、ベンチと木陰のある場所で、人が集い、交流が生まれ、それが災害時の助け合う繋がりになると思われるので、是非、設置を考えて欲しい。</p>	<p>本市では、歩いて行ける範囲に子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できる身近な公園を、公園が不足している地域を優先して整備を進めております。</p> <p>御要望頂いた、本太一丁目周辺につきましては、公園が不足している地域であると認識しており、引き続き、積極的に公園用地の情報収集や、用地確保に努めてまいります。</p> <p>【都市局みどり公園推進部都市公園課】</p>
6	<p>【排水溝の遊歩道化について】</p> <p>地域内（本太1丁目18番付近）に排水溝があり、今は蓋が無く、立ち入り不可でフェンスがあります。あまり広くはありませんが、50メートルぐらいの区間、蓋をして遊歩道にできないかと考えたところです。自治会の皆様の交流場所になることを祈りつつ、要望とします。</p>	<p>排水路の蓋掛けについては、これまで様々な地域から要望が出されておりますが、排水路は雨水の排除施設として重要な役割をもつことから、治水安全上の観点や浚渫（水路に溜まった土砂を撤去）などの維持管理を行う上で支障となるため、原則として開水路で整備しております。</p> <p>排水路の維持管理につきましては、今後も浚渫や清掃を行い、排水路の適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>【建設局下水道部下水道維持管理課】</p>
7	<p>【町会管理でのごみ置き場にごみを出す世帯は必ず町会に入会してほしいとの対応を！】</p> <p>最近、他地域から越してきた住民に該当地区の理事が町会への入会を勧めたところ断られました。理由を尋ねたところ「役所に電話して聞いたら、町会に入らなくてもごみは自由に出してください」と言われたとのことでした。町会に入会せず「ただ乗り」されたごみを出されたのでは、町会費を払い交替で理事を務め、ごみ置き場の管理をしている町会員は「正直者は馬鹿を見る」そのものです。真偽のほどはわかりませんが、区・市役所では毅然とご対応いただきたい。</p>	<p>家庭ごみの収集につきましては、廃棄物処理法に基づき、市の責務として、自治会への加入、未加入にかかわらず収集することになっております。よって、町内会加入を収集所の利用要件とすることはできません。</p> <p>しかし、ごみ収集所の管理は、原則として当該収集所を利用している方をお願いしており、収集所の維持管理や費用等を負担していただいていることから、ごみ収集所の利用にあたっては費用や掃除当番などの負担は平等にすべきだと考えます。</p> <p>その為、問合せがあった際には、町内会の加入を必須とするよう説明することはできかねますが、収集所を利用するにあたり、管理されている方へ確認を取ること、費用負担や掃除当番があれば平等に負担すべきものということは今後も説明してまいります。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
8	<p>【北浦和東口禁煙エリアの拡張について】</p> <p>JR北浦和駅の禁煙エリアが、クイーンズ伊勢丹、森商会で終わっているためそこから喫煙を始めるらしく、東通りの辺りから当マンションの辺りに吸い殻が多く捨てられているため禁煙区域を拡張してほしい。（浦高ランド辺りまで）</p>	<p>本市では、環境美化の観点から「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を制定し、「路上喫煙禁止区域」及び「環境美化重点区域」において路上喫煙及びポイ捨てをした者に対し、指導・勧告の上、命令に従わない場合には、過料に処する規定を設けております。</p> <p>上記の罰則を設けていることから、路上喫煙が他の歩行者にとって特に危険であると認められる人通りの多い駅周辺に限って禁止区域と指定をした上で上記巡回指導等を実施する方針であり、現時点で路上喫煙禁止区域を拡大する予定はございません。</p> <p>なお、条例による罰則のほか、本市では環境美化の促進並びに喫煙マナーに対する意識の向上を図る取組として、地域の自治会等の皆様が主体となって定期的な清掃活動を実施する「路上禁煙推進モデル事業」を推進しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>今後とも、広報や啓発物の設置を通じて環境美化や喫煙に対するマナーの向上に努めてまいります。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
9	<p>【市の公報のスピーカー放送の改善について】</p> <p>スピーカーからの放送内容が聞き取りにくいと、役所の担当部署へ確認できるようにしてほしい。</p>	<p>防災行政無線による放送は、屋外において音声で情報を伝達するという性質上、スピーカーとの位置関係や地形、建物の立地状況などの周辺環境による様々な要因で、聞き取りにくい状況の発生は避けられない状況です。</p> <p>そのため、本市では、放送の内容が聞き取りづらい場合や聞き逃した方時でも内容が確認できるよう、多様な手段で市民の方へ情報伝達を行うよう努めております。</p> <p>放送内容の確認に関するお問合せは、担当部署である防災課で対応しておりますが、放送内容を携帯電話やパソコンにメールでお届けするメール配信サービスや、市ホームページ、テレビ埼玉のデータ放送にも放送内容を掲載しておりますほか、防災情報を電話又はFAXで配信するサービス等を御用意しております。また、さいたまコールセンターでの対応や、自動電話応答サービスの利用も可能となっております。御案内した方法も御活用いただき、災害時の情報取得に備えていただきますようお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>【ゴミボックスの購入について】</p> <p>自治会会員から要望が多く寄せられたゴミボックス購入について購入資金の助成を希望する。購入代金の3/4を希望する。</p>	<p>ゴミボックスの設置については、カラス被害やごみの飛散防止、見た目等の向上等ごみ収集所の清潔保持が図られ、環境美化に寄与できるものと考えます。</p> <p>その一方で、課題点としましては、地域によって設置場所の確保が難しいこともあり、すべての方々が利用できず、利点を公平に享受できないことがあげられます。</p> <p>以上のことから、今後ごみボックスの購入については、衛生協力助成金など活用していただき、各自治会・利用者に負担していただく方法を継続していきたいと考えています。</p> <p>【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】</p>
11	<p>【針ヶ谷地区コミュニティバス導入について】</p> <p>旧中山道において昔は、浦和駅から上尾駅まで、その後大宮駅までバスが通っていたが、そのうち無くなってしまった。現在多くのお年寄りが運転免許証の返納などで浦和、新都心、大宮などへ行くのに大変不便なので、コミュニティバスを通してほしいという要望が大変多いので考えてもらいたい。</p> <p>以前にも、他の自治会などから要望を出したが、コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、本ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていないとダメで、針ヶ谷地区は検討対象地域となっていないため、導入は難しいとの回答がありました。検討対象地域とは何なのか。どうしたら検討対象地域になるのか考えてもらいたい。ダメな理由ではなくて、針ヶ谷地区にコミュニティバスを通すにはどうしたらいいのか、真剣にどうしたら通せるのか考えてもらいたい。</p>	<p>コミュニティバス等導入ガイドライン上に定めている検討対象地域については、駅やバス停から一定距離以上離れている交通空白地区等を対象としており、市では、それらの交通空白地区等を解消していくため、コミュニティバス等の導入を進めているところでございます。</p> <p>地域公共交通を取り巻く環境は、輸送需要の減少による経営の悪化や、労働人員数の不足が深刻化していることから、非常に厳しい状況にあり、持続可能性の観点からコミュニティバスと乗合タクシーの検討対象地域の拡充については、現時点で検討はしておりません。</p> <p>一方で、地域の移動手段を確保するため、新たなガイドラインの策定検討を進めております。現在の検討対象地域だけでなく、市内全域の公共交通のサービス水準を検討する中で、コミュニティバスや乗合タクシーの代わりとなる移動手段の整理や、導入の仕組みなどについて、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、福祉部局においては、地域住民が主体となり、身体的、住環境及び交通環境等の要因により、日常生活を送る上で外出が困難な高齢者等に対し、必要な移動を支援する事業を実施するに当たり、経費の一部を補助する事業を行っております。補助金の申請については、福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話番号：048-829-1259）まで御相談ください。</p> <p>【参考】 ※「コミュニティバス等導入ガイドライン」に定めている【検討対象地域】 ○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所（24便/日未満）から300mのサービス圏域内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、R2国勢調査時点の人口密度が2,000人/k㎡以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス（24便/日以上）・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	<p>【避難場所新設について】</p> <p>前回の時も要望を出しましたが、現在針ヶ谷地区の避難場所は、針ヶ谷小学校であります。旧中山道と線路の間の地区の住民は、避難しなければならないほどの大きな災害の時は、針ヶ谷小学校まで避難できない。</p> <p>そこで、針ヶ谷児童公園とその前にある針ヶ谷保育園をセットで避難場所に指定してもらいたいと要望を出した結果、指定避難場所の設置基準があり災害の種別ごとの指定条件を満たすもの、また避難場所は市職員等が迅速に開設が可能、速やかに被害者を受け入れることができることなどが前提と言っているが、避難しなければならないときに市の職員が絶対来るわけがない。何を言っているのか全く分からないし、針ヶ谷小学校に避難できない人はどうでもいいと言っているように感じる。また災害時避難する人を受け入れるときに園児がいる可能性があるためダメとあるが、避難者が来る前に園児は帰っているので、園児がいる可能性は大変少なく避難所にしたくないための言い訳にすぎないと感じる。</p> <p>そして、保育園と公園は管轄部署が違うから難しいと言いつつ、それは市の職員が解決することで、そんな言い訳はしてほしくない。また埼玉県は、山や川が無いので大きな災害が来ないと安易な考えをしないでほしい。いつ関東に大きな災害が発生するかわからない状況であるので、そして針ヶ谷住民の生命がかかっているのに、指定条件がどうかこうとか言って簡単にダメと言わずにどうしたら避難場所に指定できるか考えてほしい。何がネックで何を解決したらよいか、解決するためにどうしたらいいのかが真剣に考えてほしい。ダメな理由でなくて、避難場所に指定するにはどうしたらいいのか考えてほしい。</p>	<p>(針ヶ谷児童公園を指定緊急避難場所とすることについて)</p> <p>針ヶ谷児童公園は広さの基準(1ヘクタール以上)を満たしていないため、指定緊急避難場所にするのは難しいですが、災害時においては、地域の方が集合場所としたり、一時的に退避したりする場所として活用していただくことができます(一時集合場所)。</p> <p>(針ヶ谷保育園を指定避難所とすることについて)</p> <p>スペース及び施設の性質上、速やかに被災者を受け入れることや発災後の一定期間使用し続けることが困難な状況等も想定されることから、針ヶ谷保育園を含むすべての市立保育園は指定避難所として指定しておりません。</p> <p>(上記を踏まえた提案)</p> <p>現在避難を想定している指定避難所へ行くことが難しくなってしまった場合は、自身と自宅の安全を確保できたならば、住み慣れた住宅での生活を続ける「在宅避難」や、遠距離の場所へ避難する「広域避難」、避難所を補完する施設として、自治会館や地域の集会所等の共有施設で一定の要件を満たした場合、自主防災組織によって運営される物資供給拠点や避難者の情報収集・発信基地として指定避難所と連携する「身近な地域の防災拠点」等を御検討いただくかたちとなります。</p> <p>各状況を総合的に勘案していただき、現在避難を想定している指定避難所を変更する場合は、指定避難所ごとに設置している避難所運営委員会の御理解や区総務課などとの調整等が必要となります。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>【コミュニティバスの運行希望】</p> <p>旧中山道を通る「浦和一大宮」間の路線バスの復活、またはコミュニティバスの運行を実現してほしい。</p>	<p>本市では、交通の不便な地区等へ、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を行っております。コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、本ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうかを確認した上で検討を行うこととしており、お住まいの地域については、検討対象地域となっていないため、コミュニティバス等の導入が難しい状況となっております。</p> <p>今回の御提案の内容については、現在検討している新たなガイドラインの策定の参考とさせていただきます。新たなガイドラインでは、検討対象地域だけでなく、市内全域の公共交通のサービス水準を検討する中で、コミュニティバスや乗合タクシーの代わりとなる移動手段の整理や、導入の仕組みなどについて、検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、「旧中山道を通る「浦和-大宮」間の路線バスの復活」につきましては、路線バス事業者にお伝えいたしました。</p> <p>なお、福祉部局においては、地域住民が主体となり、身体的、住環境及び交通環境等の要因により、日常生活を送る上で外出が困難な高齢者等に対し、必要な移動を支援する事業を実施するに当たり、経費の一部を補助する事業を行っております。補助金の申請については、福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話番号：048-829-1259）まで御相談ください。</p> <p>【参考】 ※「コミュニティバス等導入ガイドライン」に定めている【検討対象地域】 ○交通空白地区・・・市街化区域内で、鉄道駅から1km、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○交通不便地区・・・市街化区域内で、路線バス停留所（24便/日未満）から300mのサービス圏域内の地区、かつ、鉄道駅から1km、コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 ○市街化調整区域内の既成市街地・・・市街化調整区域内で、R2国勢調査時点の人口密度が2,000人/km以上の地区、かつ、鉄道駅から1km、路線バス（24便/日以上）・コミュニティバス・乗合タクシー停留所から300mのサービス圏域外の地区 【都市局都市計画部交通政策課】</p>
14	<p>【災害時の水食料について】</p> <p>災害が起きたときこの地域は基本自宅待機ですが、その後の水、食料の供給経路がはっきりしません。各自治会はどのように動いたらスムーズにそれらを確認できるのでしょうか。（避難所は針ヶ谷外です）</p>	<p>在宅避難の場合であっても、指定避難所にて避難者カードを提出することによって、避難者台帳に登録されます。これにより、自宅に避難しながらも、指定避難所にて食糧等の物資を受け取ることができることとしております。</p> <p>なお、避難者カードは、避難所にて受け取ることもできますが、市ホームページにおいて予めダウンロードすることができます。</p> <p>また、飲料水については、市内の応急給水場所にて受け取ることができます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
15	<p>【針ヶ谷小学校避難所について】</p> <p>本会の災害時避難所として指定されているのは、針ヶ谷小学校である。しかしながら、同校の避難場所としての収容人員は、本会の対象とする世帯数の僅か数%にすぎない。さらに、針ヶ谷小学校を避難所として指定されている地域は本会ばかりではない。このような避難所とは名ばかりの現状を改善する施策について伺います。</p>	<p>指定避難所だけでは避難者を受け入れることが困難となった場合には、コミュニティセンターなどの公共施設や協定を締結している民間施設を、必要に応じて二次避難所として随時開設することとしております。</p> <p>二次避難所は発災後、直ちに開設するものではありませんが、針ヶ谷小学校の近隣におきましては、下落合コミュニティセンター、さいたまスーパーアリーナを必要に応じて二次避難所として開設することを想定しております。</p> <p>また、本市におきましては、自身と自宅の安全を確保できたならば、住み慣れた住宅での生活を続ける「在宅避難」を推奨しておりますので、災害の状況に応じた避難をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
16	<p>【市道の「路面標示」及び「改修」要望について】</p> <p>領家2丁目1番地と2番地間の市道（地図に表示）は北浦和小学校児童の通学路であり、また住民が北浦和駅へ行く主要道路である。</p> <p>現状、道路の舗装状態は悪く雨天の日などは水たまりなどで歩きにくく、子供たちも難儀しながら通学している。</p> <p>また、領家二丁目公園入口天王川コミュニティ緑道間に横断歩道があるが横断歩道手前の路面標示は剥がれ意味をなしていない。生活道路として使用している地域住民の安心・安全をどうかご理解のうえ改修を切に要望いたします。</p>	<p>御指摘いただいた舗装が劣化している道路は、市道H第45号線として維持管理しております。パトロール及び地域住民からの御要望等により順次修繕を行っております。</p> <p>また、路面表示の修繕を御要望いただいた箇所につきましても、今後同様に対応していく所存ですが、路面表示の劣化が長期的に継続している状況が生じないよう、より一層、適正な道路環境の維持に努めてまいります。</p> <p>【浦和区役所くらし応援室】</p>
17	<p>【バス停シェルター（上屋）、ベンチの設置検討】</p> <p>一定の利用があるバス路線であっても減便により待ち時間が増えている。市民の足となる公共交通機関であるので広告付きバス停などを検討することで公共施設に接し、道路拡張が予定されている本太中学校バス停などに雨風をしのげる屋根・ベンチを設置してほしい。</p>	<p>対象箇所につきましては、都市計画道路 産業道路 駒場工区の事業にあわせて、道路拡幅の予定がございます。令和6年3月21日・24日に事業計画に係る説明会を実施いたしました。</p> <p>本件につきましては、自治会長から道路計画課長へ問合せがあり、「上屋の設置については、設置できるか検討し、方向性が確認できた段階で報告する」と回答しており、自治会長から了承を得ております。</p> <p>また、本市では、バス事業者がバス停のシェルターやベンチを整備する際の補助制度がありますので、バス事業者に対し、御意見をお伝えしてまいります。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課・建設局土木部道路計画課】</p>
18	<p>【天王川遊歩道の駒場側の地盤沈下】</p> <p>天王川遊歩道は安全な散歩コースとして多くの市民が利用しているが、駒場地区など遊歩道の北東側では大きく地盤沈下を続けてきた。現在は小康状態を保っているようだが、観測データはあるのか。また、地下水のくみ上げなど原因が判明しているならば、取水制限など対応しているのかお聞きしたい。</p>	<p>本市では、市内の地盤沈下の実態を把握するため、毎年水準測量を実施し本市ホームページにて結果を公開しています。天王川遊歩道付近の水準点では毎年隆起や沈下が観測されており、沈下の主な要因としては少雨による地下水量の低下等が考えられます。</p> <p>また、本市では観測用の井戸を用いて地下水位の監視を実施しています。基準としている観測所において一定以上の地下水位の低下が確認された場合、揚水量の多い事業者へ取水の抑制を要請することとなりますが、近年では基準を超える地下水位の低下は確認されていません。</p> <p>【環境局環境共生部環境対策課】</p>
19	<p>【公民館の利用区域制限】</p> <p>駒場地区内には公民館が無く、現在は南箇公民館を利用するよう指定されているが、産業道路を超えて利用するのは高齢者にとって非常にリスクが高い。また、公民館主催事業で原則区域内に限る募集もあり、距離的に近くても参加が難しいものがある。区域内に限ったり制限するような事業は止めてほしい。</p>	<p>市内公民館は、対象区域を設けております。</p> <p>公民館のお部屋につきましては、希望される1館を予め団体登録いただくことで、対象区域に関わらず、抽選予約等により御利用いただけます。</p> <p>主催事業のお申込みにつきましては、公民館が各ビジョンの実現を図るため、主に対象区域の方に向けた事業に取り組んでおり、定員を超える応募がある場合には、対象区域の方を優先させていただいております。</p> <p>今後共公民館の御利用につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。</p> <p>【教育委員会事務局生涯学習総合センター岸町公民館】</p>
20	<p>【空き家対策、有効利用】</p> <p>駒場地区内にも空き家が目立つようになってきた。手入れをしない家屋は猫やハクビシンなどの住処になるとも聞いており、市で借り上げるなどして空き家の活用を進めてもらいたい。集会場などとして活用を図ったり、運営者を募集して喫茶、サロンなどに転用するなど方法があるのではないか。</p>	<p>本市では、空き家等の発生予防を重点的に取り組むため、空き家等の所有者等から相続、譲渡、管理、利活用など相談に対応する「空き家ワンストップ相談窓口」を設置しております。</p> <p>現状、本市では人口・世帯数ともに増加傾向にあり、利活用可能な空き家等のほとんどは、不動産市場で流通されている状況にあります。そのため、市が利活用のために空き家等を借り上げることは想定しておりません。</p> <p>しかしながら、人口減少とともに、空き家等が増加することが確実視されていますので、民間団体に空き家等の発生予防や利活用等の一貫した対策を委ねる制度などの活用を検討してまいります。</p> <p>【環境局環境共生部環境総務課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>【木造住宅難燃化への助成制度新設】</p> <p>駒場地区は木造住宅が多く、また狭い道路もあることから火災時など延焼による大きな被害が考えられるため、防火や防災のための屋根や壁の改築に建築費を、また感震ブレーカーの設置などの助成制度を作れないか。</p>	<p>本市では、地域防災力の向上のため、共助の取組の要となる自主防災組織に対して補助金を交付しております。そのため、個人に対する改築の費用を補助する予定はございませんが、感震ブレーカーにつきまして、『さいたま市防災都市づくり計画』における「推進地区候補」を区域に含む自主防災組織を対象に購入費用の補助を行っております。</p> <p>なお、自主防災組織への補助につきまして、今年度の申請受付は終了しております。来年度も事業の継続を考えておりますので、来年度の案内を御確認ください。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
22	<p>【一括の傷害保険加入】</p> <p>地域行事（夏祭り、節分祭等）において、参加者に傷害保険を掛けているが、参加者を特定できない場合が多く、不測の事故に対応できない。市として一括で傷害保険に加入できる方法はないか？</p>	<p>市内859自治会すべてをカバーするには、多大な費用が発生しますので、財源確保が非常に難しい状況です。自治会運営にあたっては、自治会運営補助金を交付させていただいておりますので、補助金を活用していただき、参加者が特定できない対象者に適応できるような保険等の加入を御検討いただければと考えます。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
23	<p>【年度末報告の期限延期】</p> <p>毎年度末の自治会事業報告と会計報告を4月中旬に要求されている（ちなみに本年は4/15）、この期限では会計監査も終了しておらず、年度末の会計処理も忙しく、会計処理に不都合があった場合、報告も2度手間となる。報告期限を4月末まで延期してもらいたい。</p>	<p>さいたま市自治会運営補助金につきましては、原則として年度終了後にすみやかに実績報告をいただくことになっておりますが、各自治会におきましても会計処理の繁忙期にあたることを考慮いたしまして、4月中旬に設定をさせていただいております。補助金交付における適切な事務処理の遂行に、どうぞ御理解をいただき、自治会の皆様には何卒御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
24	<p>【ごみ収集利便化】</p> <p>当自治会の会員世帯も高齢化が進み、ゴミを自宅近辺にある収集所まで持参することが難しくなっている世帯が増えてきました。そこで、ゴミの個別収集について検討いただきたい。</p>	<p>戸別収集を行った場合、コスト増加に伴うごみ収集の有料化や収集回数の削減などが想定され、実施に向けた課題が多いことから、当面は収集所からの収集を行います。</p> <p>御自身で収集所までごみをお持ちになるのが難しい方は、市職員が玄関先まで収集に伺う「ふれあい収集」の御利用を御検討ください。</p> <p>【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
25	<p>【自治会通行安全性強化】</p> <p>上木崎8丁目の町内には広い道路がありませんが、車の通行が比較的多く、歩行者が危険を感じる場合があります。道路の幅が難しいのなら、電線の地中化による電信柱の撤去などにより、少しでも道幅を広くしていただきたい。</p>	<p>（道路の幅について）</p> <p>本市では、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備を推進するため、「さいたま市道路整備計画」を策定し、整備効果の高い路線の整備優先度を設定し、事業を進めております。</p> <p>上木崎8丁目地内においては、都市計画道路が無く、その他幅の計画が無いことから、現時点で整備の予定はありません。</p> <p>【建設局土木部道路環境課・道路計画課】</p> <p>（電線の地中化・電信柱の撤去に関する見解について）</p> <p>本市の無電柱化事業は、「さいたま市無電柱化推進計画」に基づき、防災上の重要な道路である緊急輸送道路や、バリアフリー経路や駅周辺など歩行者の多い道路について、優先的に整備を進めている状況であり、今回御要望いただきました上木崎8丁目町内については、現在予定しておりません。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
26-1	<p>【自治会の高齢化対策について①】</p> <p>自治会総会で住民（高齢者）より「当自治会住民の半数は高齢者である。自治会の高齢化対策についてどのように考えているのか？また、一人暮らしの高齢者に対するケアについてどのように考えているのか？」という問いかけがあった。</p> <p>質問1：さいたま市として、高齢化対策について具体的にどのような対策を実施しているのか？またその情報をどこで公開されているのか教えてほしい。</p>	<p>（自治会の高齢化対策に関する考えと、情報の公開方法について）</p> <p>自治会役員の高齢化に伴い、後継者探しが困難であるという現状については、区だけでなく市全体の課題としても認識しているところです。</p> <p>高齢化への対応や自治会の中から地域の担い手を育成するためには、若い世代を含めた区民の自治会への加入者を増やすことが必要であると考えており、区報を始め、X（旧ツイッター）、イベント等を通して、自治会への加入及び自治会活動への参加を促す取り組みをしております。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p> <p>（一人暮らしの高齢者に対するケア及びその情報の公開方法について）</p> <p>本市では、「ひとり暮らし高齢者安否確認事業」、「あんしんコールセンター相談事業」、「在宅高齢者等宅配食事サービス事業」及び「ふれあい会食事業」の実施・補助を行うことで、ひとり暮らし高齢者の見守り体制の強化及び地域交流の促進を図っています。</p> <p>これらの事業は、さいたま市ホームページで公開をしているほか、高齢者向けのサービスをまとめた冊子「高齢介護サービスのご案内」を区役所高齢介護課にて配布及び市ホームページに掲載することで、制度周知を行っております。</p> <p>ひとり暮らし高齢者が安心して暮らすことができるよう、引き続きこれらの事業を推進していきます。</p> <p>【福祉局長寿応援部高齢福祉課】</p>
26-2	<p>【自治会の高齢化対策について②】</p> <p>質問2：他の自治体はどのような対策を行なっているのか、もしくはどのような対策を行おうとしているのか事例を公開してほしい。</p>	<p>札幌市の事例ですが、自治会の担い手が不足しており、見つけるのが大変との状況を伺っております。担い手が見つからない結果として、町内会長が担うこととなり、出席する会議が多くなり日常の負担になっているとのこと。また、各種委員の推薦・就任依頼人数が多く、町内会で選任しきれないとの課題があるとも聞いております。</p> <p>札幌市の取り組みとしては、町内会に出席を依頼する会議について、同時期に会議開催を予定している場合には、同一開催を調整するよう取り決めております。また、地域の負担軽減に向け、各種委員の所管部局による検討部会を組織し委員の依頼方法等の見直しを図ったり、公募により調査員を確保したり、市からの依頼によって生じる地域の負担感を軽減することを目的とした「地域への依頼ガイドライン」を策定するなど、市全体で共有しているとのこと。</p> <p>自治会員の高齢化については、他の政令市の事例等を今後も把握し、市自治会連合会とも連携して情報の共有をしていきたいと考えます。持続的な自治会活動の実現に向け、今後とも研究を進めてまいります。</p> <p>【市民局市民生活部コミュニティ推進課】</p>
26-3	<p>【自治会の高齢化対策について③】</p> <p>質問3：当自治会から最寄りのバス停（西校前）まで徒歩で5分10分程度かかる。高齢者や怪我人が最寄り駅（JR与野駅、JRさいたま新都心駅）や病院へ行く場合、現状タクシーに頼ることになる。コミュニティバスを大原一丁目地区に通してもらおうとするとどのような手続きが必要になるのか教えてほしい。</p>	<p>本市では、交通の不便な地区等へ、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を行っております。コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、本ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうかを確認した上で検討を行うこととしており、お住まいの地域については、検討対象地域となっております。</p> <p>コミュニティバス等の新規導入にあたっては、持続可能な地域交通を維持するためにも、日常の移動を不便と感じる地域の方々が中心となって検討することとしており、市は、その検討の技術的支援を行っておりますので、コミュニティバス等の新規導入に関する詳細につきましては、都市局 都市計画部 交通政策課（電話番号：048-829-1054）まで御連絡ください。</p> <p>また、福祉部局においては、地域住民が主体となり、身体的、住環境及び交通環境等の要因により、日常生活を送る上で外出が困難な高齢者等に対し、必要な移動を支援する事業を実施するに当たり、経費の一部を補助する事業を行っております。補助金の申請については、福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話番号：048-829-1259）まで御相談ください。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
27-1	<p>【水害対策について①】</p> <p>2019年10月の台風の時、自治会の広い範囲で道路が浸水し始めたため、車は浦和西校の駐車場に退避させ、家族は体育館に避難した。</p> <p>避難先に近隣の人を見かけることは少なかったが、それでも避難先の体育館は8割ほど埋まっていた。</p> <p>質問：避難先の浦和西校体育館に入れにくいらい避難者が溢れた時の別の避難場所がどこになるのか教えてほしい。</p>	<p>風水害時に開設される近隣の指定避難所といたしましては、上木崎小学校、木崎小学校がござります。</p> <p>また、指定避難所だけでは避難者を受け入れることが困難となった場合には、コミュニティセンターなどの公共施設や協定を締結している民間施設を、必要に応じて二次避難所として随時開設することとしております。</p> <p>二次避難所は発災後、直ちに開設するものではござりませんが、埼玉県立浦和西高等学校の近隣におきましては、下落合コミュニティセンター、さいたまスーパーアリーナを必要に応じて二次避難所として開設することを想定しております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
27-2	<p>【水害対策について②】</p> <p>質問：用水路の貯水量を増やすなど水害そのものへの対策で現在市が考案しているものにはどういったものがあるのか？また、自治会で可能な対策案などはあるか？</p>	<p>本市では、水害対策として、準用河川や排水路の改修により雨水を流す能力の向上を図る事業等を実施しております。なお、弁天下自治会西側を流れている準用河川皇山川につきましては、河川の改修や芝川合流部に排水機場の整備が完了しております。しかしながら、近年、雨の降り方の変化により、全国的に水害が顕著となっているため、「さいたま市水位情報システム」や「さいたま市内水ハザードマップ」を活用し、自治会等で情報を共有いただき、自助・共助に役立てていただきたいと考えております。</p> <p>【建設局土木部河川課】</p>
28	<p>【避難所運営において障害のある方への配慮について】</p> <p>この4月に障害者差別解消法の一部が改正され、事業者（避難所も同様）による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化になった。</p> <p>現在、各避難所には多言語表示シート、聴覚障がい者用支援ボードの準備はあるが、「ピクトグラム表示版（案内板）、スロープ板、カームダウンエリア（パーテーション、一人用テント等）の整備、車椅子の数を増やす」など、備品の導入・見直しを要望する。</p> <p>運営する側に不当な差別的取扱いだと不利益を被らないよう検討を頂きたい。</p>	<p>ピクトグラム表示板（案内板）については、多様な方々へ視覚的に情報を伝えることができるため、今後、導入を検討してまいります。</p> <p>スロープ板については、避難所となる各施設においてバリアフリー化が進んでいると認識しておりますが、各避難所の実情に応じて、今後、導入を検討してまいります。</p> <p>カームダウンエリアについては、パーテーションやテントを市内の拠点備蓄倉庫に備蓄しており、災害時は必要に応じて拠点備蓄倉庫から各避難所に供給することとなっております。また、不足する場合には、協定を締結している民間事業者より、パーテーションやテント等の供給が受けられるよう体制を整備しております。</p> <p>車椅子については、各避難所の防災倉庫に1台ずつ配備しておりますが、不足する場合には、協定を締結している民間事業者より、車椅子の供給が受けられるよう体制を整備しております。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
29	<p>【木崎3丁目の科捜研跡地の地元利用について】</p> <p>さいたま市が公表した被害想定によると、震度6強の地震発生で当木崎地区は、最悪の場合、延焼により大半の家屋が焼失し、多くの犠牲者が出るとの想定です。</p> <p>自治会では、この課題に真摯に向き合い、約2年半の歳月を経て「木崎地区防災まちづくり計画（別添）を本年3月に取りまとめ全世帯に配布しました。</p> <p>この計画は今後自治会の防災活動の指針となるもので、地域の人々を護るため、今何をすればよいのか、発災時に何ができるかを自助、共助、公助の視点でまとめています。</p> <p>その中で当該跡地は、延焼を防止し、一時集合場所など地域の防災活動を行う上で非常に貴重な用地として位置付けています。</p> <p>現在、県の土地ではありますが、地域の防災・減災に活かせる用地として私たち地元住民が利用できるよう、ぜひさいたま市のお力添えをよろしく願います。</p>	<p>木崎3丁目にある科捜研跡地の利用につきましては、埼玉県が所有する土地であることから、具体的な活用方法が決定した後、防災面での活用について検討することになると考えられます。</p> <p>そのため、活用方法が定まっていない現時点では、一時集合場所などの地域の防災活動を行う場所として位置付けることが困難であると考えます。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
30	<p>【さいたま市の道路整備について】</p> <p>さいたま市の道路整備については、政令指定都市に移行後、都市計画道路の道場三室線や田島大牧線など新設道路や拡幅工事の進捗が図られており、そのご努力に敬意を表すところであります。</p> <p>また傷んだ道路の補修も徐々に進んでいますが、交通渋滞は以前より悪化しているところが見受けられます。</p> <p>木崎を貫く「さいたま幸手線」でいえば、交差する中山道の北浦和交差点、産業道路の領家交差点、さいたま川口線の木崎交差点、第二産業道路の山崎交差点があり、それぞれの交差点の右折車両が原因と思われる渋滞が深刻です。</p> <p>渋滞は速度による経済的損失や生活道路への迂回による交通安全などの市民生活に影響しています。</p> <p>そこで市内の道路整備にあたっては、もう少し渋滞対策に予算を付ける必要があると感じていますが、限られた道路予算の中でどのような考えで事業を進めているのでしょうか。</p> <p>以下について教えてください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備状況と今後の予定 ・交通渋滞の現状と課題、対策 ・道路予算の個所付け配分の考え方 	<p>本市では、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備を推進するため、「さいたま市道路整備計画」を策定しております。</p> <p>「さいたま市道路整備計画」では、将来を見据えた本市の都市機能の強化や、道路交通の円滑化、安全・安心な道路整備が図られるよう、「都市の機能強化を図る道路整備」、「効果的・効率的な道路交通円滑化対策の推進」、「安全・安心な都市生活に資する道路整備」の3つの基本方針を定め、整備効果の高い路線の整備優先度を設定し、事業を進めております。</p> <p>木崎地区周辺の幹線道路の整備としましては、産業道路「原山工区」、「原山2工区」が現在事業中であり、「駒場工区」、「上木崎工区」については、令和7年度末までに事業化を予定しております。</p> <p>また、4月に公表した「さいたま市道路整備計画（令和6年4月）」では、「駒場工区」と「上木崎工区」を結ぶ「領家工区」「領家2工区」を事業化予定路線に位置付けており、計画期間である令和15年度までに事業化を目指してまいります。</p> <p>上記幹線道路が整備されることにより、自動者交通の転換が図られ、交差点における渋滞の解消、周辺道路の円滑な走行性の確保や交通安全性が向上するものと考えております。</p> <p>予算配分としては、まずは市の骨格となる広域幹線道路の整備を優先的に進めるため、重点的に配分しております。</p> <p>【建設局土木部道路計画課】</p>
31	<p>【防犯カメラの設置について】</p> <p>与野駅東西口往来用の地下道は住民同士の往来が多いが、夜遅くなると人通りが少なく、防犯面が薄れてしまいますので、防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>当該地下道につきましては、JRが所有しておりますが、オレンジポール等の工作物は、道路管理者が所有しているものでございます。道路管理者としましては、防犯を目的としたカメラを設置する予定はございません。</p> <p>何卒御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【建設局土木部道路環境課】</p> <p>本市では、「さいたま市地域防犯カメラ設置助成金」として、自治会が地域に設置する「地域防犯カメラ」の設置に要する費用の一部を助成することで、地域の方が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援しております。</p> <p>あくまで、日ごろの自主防犯活動を補完するものとの御理解をいただきながら、自治会が主体となって設置を進めているところでございます。個別の設置要望にはお答えできかねますが、御参考にしていただければ幸いです。</p> <p>【市民局市民生活部市民生活安全課】</p>